

小学校・総則の改善のイメージ（たたき台）

平成28年6月28日
教育課程部会
教育課程企画特別部会
資料2-1

小学校学習指導要領の構成

第1章 総 則

教育課程の編成、実施について
各教科等にわたる通則的事項を規定

第2章 各 教 科

各教科ごとに、
目標、内容、内容の取扱いを規定

第1節	国 語	第6節	音 楽
第2節	社 会	第7節	図画工作
第3節	算 数	第8節	家 庭
第4節	理 科	第9節	体 育
第5節	生 活		

第3章 特別の教科 道徳

※ 平成30年度より

第4章 外国語活動

第5章 総合的な学習の時間

第6章 特 別 活 動

青字は、中学校学習指導要領に
は示されていない観点

「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、小学校学習指導要領全体及び総則はどのような構造や表現とすることがふさわしいか

第1 教育課程編成の一般方針

- ・教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標
- ・学力の3要素、言語活動の充実、児童の学習習慣の確立
- ・道徳教育 ・体育・健康に関する指導

第2 内容の取扱いに関する共通的事項

- ・発展的内容の指導と留意点
- ・指導の順序の工夫
- ・学年の目標及び内容の示し方
- ・複式学級

第3 授業時数の取扱い

- ・年間の授業日数（週数）
- ・児童会活動、クラブ活動、学校行事
- ・1単位時間の適切な設定
- ・創意工夫を生かした弾力的な時間割
- ・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 1 学校の創意工夫を生かし、調和の取れた具体的な指導計画
 - ・各教科、各学年間の相互の連携、系統的・発展的指導
 - ・2学年を見通した指導
 - ・まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導
 - ・合科的・関連的な指導
- 2 その他の配慮
 - ・言語活動の充実
 - ・体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習
 - ・学級経営の充実、生徒指導の充実
 - ・児童が見通しを立てたり振り返ったりする活動
 - ・学習課題の選択や自らの将来について考える機会
 - ・個に応じた指導の充実 ・障害のある児童への指導
 - ・海外から帰国した児童等への適切な指導
 - ・コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用
 - ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実
 - ・評価による指導の改善、学習意欲の向上
 - ・家庭や地域との連携、学校間の連携や交流、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習、高齢者などとの交流の機会

論点整理を踏まえて追加又は整理すべき視点(例)

学校生活の核となる教育課程の意義

小学校の教育課程全体を通じて育成する資質・能力

18歳の段階や義務教育段階で身につけておくべき力の共有

知・徳・体の総合的な育成の視点

教科等各教科等の本質的意義と教育課程の総体的構造

横断的に育成すべき資質・能力と教科等間の関係

教育課程編成の在り方(カリキュラム・マネジメント)の視点

学習・指導方法の改善(アクティブ・ラーニング)の視点

教育課程全体において重視すべき学習活動等
(習得・活用・探究、言語活動、体験活動、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習、見通し・振り返り、繰り返し指導、情報機器やネットワーク等の活用、社会教育施設等の活用、学校図書館を活用した読書活動、美術館や音楽会等を活用した芸術鑑賞活動等)

多様な個に応じた指導の在り方(優れた才能や個性を有する児童生徒への指導や支援、海外から帰国した子供や外国人児童生徒への日本語指導・適応指導等、学び直し、習熟度別指導等)

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた連続性のある「多様な学びの場」における十分な学びの確保

学校段階間の接続

キャリア教育の視点

生徒指導、進路指導

小学校・総則の改善のイメージ（たたき台案）

前文

⇒「社会に開かれた教育課程」の実現や**学校の役割**、教育課程を中核に**地域・家庭と連携・協働しながら、学校教育の改善・充実を図っていくことの重要性**など、**今回改訂が目指す理念**について示す

総則

第1 小学校教育の基本

何ができるようになるか

- 1 教育基本法、学校教育法等の法令に示された小学校教育の目的、目標の達成に向けた教育課程の意義
- 2 「生きる力」の理念に基づく知・徳・体の総合的な育成
 - ・「確かな学力」 学力3要素、児童の学習習慣
 - ・「豊かな心」 道徳科を要とした道徳教育、豊かな情操の育成
 - ・「健やかな体」 体育・健康に関する指導（含 安全・食育）
- 3 小学校教育を通じて育成すべき資質・能力
 - ・「生きる力」を一体的に捉えた、小学校教育を通じて育成すべき資質・能力の三つの柱について（**低学年・中学年・高学年の発達の段階に応じた対応の必要性**）
 - ・小学校教育を通じて育成すべき資質・能力と初等中等教育（幼・小・中・高）を通じて育成すべき資質・能力との関係
 - ・各教科等間で育成する資質・能力との関係
 - ・資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの必要性
- 4 資質・能力を育成するためのカリキュラム・マネジメントの実現
 - ・各学校において、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何が身に付いたか」「児童の発達をどのように支援するか」「実施するために何が必要か」という視点に基づき、教育課程を軸に学校教育を改善・充実していくことの必要性
 - ・小学校教育を通じて育成すべき資質・能力に基づき、各学校において学校教育目標を設定し、それらを踏まえて、教科横断的な視点で教育課程を編成すること
 - ・教科を越えた学校内の連携や地域等との連携を図りながら、教育課程の内容と人的・物的資源等を効果的に組み合わせる実施することの必要性
 - ・実施状況に関する各種調査やデータ等を踏まえ、教育課程を評価し改善することの必要性

第2 教育課程の編成

何を学ぶか

- 1 学校教育目標に基づいた教育課程の編成
 - ・各学校において、育成すべき資質・能力を含めて示す学校教育目標に基づき、教育課程を編成する
 - ・各学校において、**教育課程編成の基本方針を家庭、地域と共有する。**
- 2 教育課程の編成における共通的事項（授業時数、内容の取り扱い）
 - ・年間の授業日数（週数）
 - ・児童会活動、クラブ活動、学校行事
 - ・1単位時間の適切な設定
 - ・創意工夫を生かした弾力的な時間割
 - ・総合的な学習の時間による特別活動（学校行事）への振り替え
 - ・指導の順序の工夫
 - ・学年の目標及び内容の示し方の趣旨
 - ・複式学級
- 3 学校段階間の接続
 - ・幼小の円滑な接続のためのスタート・カリキュラム（**低学年における生活科を中心とした教育課程全体を通じた教育課程編成を工夫すること**）
 - ・中学校との接続と義務教育学校（**初等中等教育全体を見通しつつ、中学校との接続に配慮すること**）（**9年間を見通した教育を行う義務教育学校の特色を生かした工夫をすること**）
- 4 横断的に育成すべき資質・能力と教科等間の関係
- 5 全体として調和のとれた指導計画
 - ・各教科、各学年間の相互の連携、系統的・発展的指導
 - ・2学年を見通した指導
 - ・**各教科等の内容の指導上のまとめり（単元、題材、主題）の重要性を踏まえ、指導事項のまとめ方や重点の置き方を工夫した効果的な指導**
 - ・合科的・関連的な指導

第3 教育課程の実施と学習評価

どのように学ぶか
何が身に付いたか

1 教育課程の実施

(1) 指導内容の具体化

- ・第2章以下に示す各教科等の内容について、育成すべき資質・能力をイメージし、主体的・対話的で深い学びを通じて計画的に育成するために、指導上のまとまり(単元、題材、主題など)を作りあげることの重要性
- ・特に重要となる学習活動の在り方
 - －資質・能力の育成の基盤としての言語の役割と言語活動を充実させることの必要性
 - －体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習
 - －児童が見通しを立てたり振り返ったりする活動
(↑それぞれの活動等の意義や必要性、主体的・対話的で深い学びとの関連を記述)

(2) 教育課程の実施上の留意事項

- ・発展的な内容の指導と留意点
- ・コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用
(情報活用能力の育成と情報機器の活用とを分けて記述)(※第2の3との関係整理)
- ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実

2 学習評価の充実

- ・各教科等の目標に応じて評価を行う
- ・各学校において目標を定め、観点別に評価を行う(※各教科等の観点は示さない)
- ・児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果などを評価し、指導の改善を行い、児童の資質・能力の育成に生かす。

第4 児童の発達を踏まえた指導

児童の発達を
どのように支援するか

1 児童の発達の支援

- ・学級経営の充実を図り、教師と児童の信頼関係及び児童相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童理解を深め、生徒指導を充実すること
- ・各教科等の指導に当たり、児童が自らの将来について考える機会を設けるなどキャリア教育を充実すること
- ・児童の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、習熟度別指導、課題学習、補充・発展学習など、個に応じた指導を充実すること

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(1) 障害のある児童への指導

- ・個々の児童の障害の状態や学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと
- ・特別支援学級における教育課程の構造、配慮事項について
- ・通級による指導に関する教育課程の構造、配慮事項について
- ・「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成について

(2) 海外から帰国した児童等の学校生活への適応や日本語指導

- ・個々の児童の学校生活への適応と外国における経験をいかした指導
- ・日本語の習得に困難のある児童への指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと

実施するために何が必要か

第5 学習活動の充実のための学校運営上の留意事項

1 学校の指導体制の充実

- ・学習指導を改善・充実していく体制(校内研修体制)
- ・学校間の連携、交流

2 家庭・地域との連携・協働

- ・家庭や地域との連携・協働
- ・障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習
- ・世代を越えた交流の機会(高齢者、異年齢の児童生徒など)

第6 道徳教育推進上の配慮事項

- ・全体計画の作成、道徳教育推進教師
- ・指導内容の重点化(低・中・高)
- ・豊かな体験の充実
- ・家庭、地域との連携・協働

別表 各教科等の見方・考え方

⇒各教科等の学習において働かせる「見方・考え方」の一覧を示す